

魚沼漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合及び檜枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いwana及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日あたり採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いwana、 やまめ	魚沼漁業協同組合内共第12号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林 262 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 55 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No. 56 を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日 から 9月30日 まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模

の範囲内でなければならない

漁具、漁法	規 模
竿釣	1 人 2 本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1 月 1 日から12月31日まで（但し、6 月10日から 6 月20日までの期間を除く）
ふ な	1 月 1 日から12月31日まで（但し、6 月10日から 6 月20日までの期間を除く）
う ぐ い	1 月 1 日から12月31日まで（但し、5 月25日から 5 月31日までの期間を除く）
わ か さ ぎ	1 月 1 日から12月31日まで
い わ な や ま め	4 月21日から 9 月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該区域及び期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第8条第2項に定める場所に掲示して行うものとする。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	1 5センチメートル
いわな	1 5センチメートル
やまめ	1 5センチメートル
ふ な	7センチメートル
うぐい	7センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の二分之一に相当する額とする。漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表に掲げる1日の遊漁料に525円（税込）を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣	1 年 4, 8 0 0 円 1 日 1, 0 5 0 円

- 2 遊漁料は次表に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所
魚沼漁業協同組合事務所（魚沼市佐梨1105-16）、魚沼漁業協同組合の委託納付場所（分会長宅、旅館、食堂、コンビニエンスストア、組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。） 、監視員、その他）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行う

ことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)